

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和元年  
11月22日  
(金曜日)

## 目次

- 告示  
保安林の指定(光市) (森林整備課) .....
- 公告  
国土調査の成果の認証(政策企画課) .....
- 准看護師試験の実施(医療政策課) .....



### 山口県告示第二百二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和元年十一月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 一 保安林の所在場所

- 光市大字三井字本堂一〇二五六の四、字観音寺一〇四〇六の一、一〇四〇六の八、一〇四〇六の九、一〇四〇六の一、字別所一〇四〇九の一、一〇四〇九の一二、一〇四〇九の二三、字一ノ坂一〇四〇九の二、一〇四〇九の三四、一〇四〇九の四五、字上明見所一〇四七三の一、一〇七五五の一、一〇七五五の二、大字小周防字小野一〇七三八の一、字山崎一〇七四二の一二、一〇七四二の二三

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

### 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、光市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び光市経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)



### (一七三) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

令和元年十一月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 一 国土調査を行った者の名称等

| 国土調査を行った者の名称 | 国土調査を行った期間                 | 成果の名称  | 国土調査を行った地域   |
|--------------|----------------------------|--------|--|
| 下関市          | 平成二十七年四月十三日から平成三十年十二月五日まで  | 下関市地籍図 | 豊北町大字北宇賀の一部  |
| 〃            | 平成二十九年四月二十一日から平成三十年十二月六日まで | 〃      | 彦島江の浦町一丁目、彦島江の浦町四丁目、彦島江の浦町五丁目、彦島江の浦町六丁目、彦島江の浦町七丁目及び彦島江の浦町八丁目 |

#### 二 認証年月日

令和元年十一月二十二日

## (一七四) 准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第十八条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施します。

令和元年十一月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 試験の日時  
令和二年二月十四日（金曜日）午後一時から午後三時三十分まで
- 二 試験の場所  
山口市秋穂二島一〇六二番地  
山口県セミナーパーク
- 三 受験資格  
法第二十二條各号のいずれかに該当する者であること。
- 四 受験願書の受付期間  
令和二年一月十日（金曜日）から同月十七日（金曜日）まで（郵送の場合は、一月十七日までの消印のあるものは、有効とする。）
- 五 受験願書の提出先  
山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇一）  
山口県健康福祉部医療政策課
- 六 提出書類等  
(一) 受験願書  
(二) 受験資格証明書  
(三) 写真（縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。）
- 七 受験手数料  
六千九百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 八 合格者の発表等  
(一) 合格者の発表は、令和二年三月十三日（金曜日）とし、合格者の受験番号を山口県庁エントランスホール内の掲示板に掲示する。  
(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部医療政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

## 九 その他

- (一) 受験願書等の請求は、山口県健康福祉部医療政策課にすること。
- (二) この試験についての問合せは、山口県健康福祉部医療政策課（電話〇八三―九九三―三―二九二八）にすること。